

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

令和2年1月29日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

J Aファーマーズ廿日市店（仮称）

(2) 所在地

廿日市市宮内四丁目1110番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

名 称	代表者	住 所
株式会社Aコープ西日本	代表取締役 草場 浩	広島市西区草津港二丁目6番50号
MULプロパティ株式会社	代表取締役 船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

名 称	代表者	住 所
株式会社Aコープ西日本	代表取締役 草場 浩	広島市西区草津港二丁目6番50号
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目1番10号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年11月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,651平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

101台

(2) 駐輪場の収容台数

34台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
荷さばき施設 1 西側建物 南西側	26平方メートル
荷さばき施設 2 西側建物 南東側	21平方メートル
荷さばき施設 3 東側建物 南西側	7平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
西側建物 西側	20.0立方メートル
東側建物 南西側	2.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

6か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1 西側建物 南西側	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設 2 西側建物 南東側	午後10時から午前6時まで
荷さばき施設 3 東側建物 南西側	午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和2年1月24日

8 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

廿日市市環境産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和2年1月29日から令和2年5月29日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

9 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和2年5月29日

(2) 提出先

廿日市市環境産業部産業振興課